

継続研さん（CPD）・更新制導入に係る三視点からの検討

1. 今後取り組むべき項目（「技術士制度改革に関する論点整理」（以下「論点整理」）抜粋）

◎更新の要件や実施方法の検討	更新、CPDの導入について、その法的側面を含めて検討を進める。資格所有者にとって無理のないCPDの内容となるよう更新の方法について検討するとともに、名簿の公開等も併せて検討する。
◎CPD制度の見直し	CPDを実施しやすい環境づくりのため、現在の制度を見直す（更新の要件にCPDを用いる場合、上記の更新の実施方法等と並行して検討を進める必要がある）

2. 検討

基本的な検討の視点	更新制導入	CPD制度の見直し
技術士制度の活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在努力義務となっている継続研さんを更新制の導入により義務化する場合、個々の技術士の負担が増大すると見込まれることから、資格にさらなるメリットを付与していくことが必要である。（論点整理） ・ 更新制の導入による研さんの義務化は、技術士に対して時間、費用等の面で大きな負担を課すことになるため、研さんを積んで資格を更新し続けようという技術士のモチベーション維持に繋がる取組が必要となる。従って、更新制導入の検討にあたっては、活用促進の取組も併せて進めていく必要がある。（論点整理） 	同左
技術士資格の取得を通じた資質能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新の要件としてCPDを用いる場合、「CPDを実施しやすい環境づくり」（論点整理）の一環となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続研さんを通じて知識・技術水準の向上を図るとともに、登録された技術士の現状（どこで、どのような業務を行っているか）を常に把握することが重要（論点整理） ・ 他国では更新と名簿の公開を併せて行う場合や名簿を用いて研さんの有無やエンジニアの活動履歴等の確認を行っているため、技術士制度についても更新と名簿の公開は併せて検討する必要がある。（論点整理）
技術士の国際的通用性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の国際的通用性の基盤はAPECエンジニアであるところ（※）、本年6月のIEA総会において、我が国の6年の継続登録が認められた。審査において、現時点において技術士制度の更新制の有無等について問題にされることはなく、次回の継続審査に向けて早急に更新制を導入する必要はない。 ・ 実際に制度改革を行う段階で各国の制度を参考にする際には、社会的、歴史的背景を含めて更なる調査分析が必要となる。（論点整理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ APECエンジニアの要件は過去2年度で100時間以上（初回申請時）（※） ・ 他国のCPDの内容や実施機関の状況を調査し、日本の制度が他国と乖離のないようにする。（論点整理）

※【参考】論点整理で優先項目（◎）とされてはいるが、次の課題が提起されている。

○APECエンジニア登録者数を増やすような取組の検討・実施

日本と英国、米国及びオーストラリアのエンジニア制度における更新・CPD等の比較

令和元年12月3日 技術士担当

(「技術士制度改革に関する論点整理」(平成31年1月8日技術士分科会)別紙4「各国のエンジニア資格との比較表」に基づき作成)

項目	国名	日本		英国	米国	オーストラリア
資格名称		技術士 (Professional Engineer, Japan)		CEng (Chartered Engineer)	PE (Professional Engineer)	CPEng (Chartered Professional Engineer)
資格の性格		名称独占		名称独占	業務独占	名称独占
資格付与機関		文部科学省		英国技術者評議会 (EC*-UK) EC:Engineering Council	PE Board of State (州PE評議会)	EA (Engineers Australia)
登録	人数	約92,000人、うち日本技術士会会員：約15,000人		約177,000	約820,000	約21,000
	名簿公開	CPD履修者の一部	無し	新規登録者開示(EC-UK 及び Daily Times)	検索システム	EA運営の検索システム (NER: National Engineering Register)
団体加入 (登録団体)	団体名	公益社団法人日本技術士会		PEI (Professional Engineering Institutions) (登録団体)	NSPE (National Society of Professional Engineers) (登録団体)	EA (Engineers Australia) (登録団体)
	加入義務	指定登録機関 登録必須	社団法人 任意	必須	任意 (PE業務を行う場合必須)	必須
	会費・登録料	6,500円 (技術士法施行令)	20,000円	€280 (約34,000円)	\$ 200 (約22,000円)	AS\$600 (約43,000円)
更新	期間	無し	1年	1年	2年	1年
	更新研修等	無し	無し	無し	無し	無し
	備考	更新は、任意加入の社団法人日本技術士会の会員については加入の継続手続とみれないこともない。指定登録機関に対する更新は無し。		更新は登録団体の継続加入手続 (会費納入のみ)	更新は、事実上登録団体の継続加入手続	更新は登録団体の継続加入手続
CPD	時間	規定無し	日本技術士会ガイドライン：目標50時間/1年	規定無し	15時間/年	150時間/3年
	根拠	技術士法第47条の2 (技術士の資質向上の責務)	同左	ECがCPDの実施を規定	州法で規定	RPEngの法律とガイドラインで規定
	確認	無し	任意	抽出監査(数%)を年1回実施	団体加入の更新時確認	団体加入の更新時確認
特徴	任意の団体加入の継続を更新とみなせないこともない。一方、指定登録機関に対する更新及びCPDを公に確認する制度は無し。		登録団体加入継続とCPD確認とは全く別の制度	登録団体の継続加入の要件は、 ①登録料納付+②CPDの確認	登録団体の継続加入の要件は、 ①登録料納付+①CPD確認	

EC*:英国の技術者協会の監督、技術者協会に属する技術者の登録機関

〈論点〉 「技術士制度改革に関する論点整理」(平成31年1月8日技術士分科会)抜粋

○実際に制度改革を行う段階で各国の制度を参考にすることは、社会的、歴史的背景を含めて更なる調査分析が必要となる。(P3) 【国際的通用性の視点】